

多子世帯における利用者負担の軽減について

現行制度

認定こども園、保育所などを利用している就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降無料。
《対象は0歳から就学前までの6年間》

子育てに関する 動向など

◎本市の特殊出生率は、平成17年の1.23から増加傾向に転じ、平成24年には1.42となっているが、人口維持のために必要と言われている2.07を大きく下回っている。

◎3人以上が理想の子ども数の割合は、1987年の58.2%から2010年には43.5%と14.7ポイント減少している。
(平成25年度版 厚生労働白書)

◎子どもを3人以上持つことに不安を感じている方が望む支援として

- ①税負担の軽減 88.1%
 - ②教育費の軽減 87.2%
 - ③保育費の軽減等 84.5%
- と経済的な負担の軽減に対する期待が高い。
(平成27年 内閣府調査)

新規施策(案)

◎子どもが3人以上いる世帯への支援として、認定こども園、保育所や地域型保育事業施設を利用する場合、上の子どもの年齢に関係なく、第3子以降の子どもが0歳児から2歳児の間、所得制限を設けず、保育料を無償化する。

施策実施前

第1子	小学3年
第2子	小学1年
第3子	2歳 保育所 全額

施策実施後

第1子	小学3年
第2子	小学1年
第3子	2歳 保育所 無料

◎現行、第1子、第2子が就学していることにより、全額負担となっているものが、本施策の実施により、無料となる。(上のきょうだいの年齢に制限を設けないため。)

効果

◎多子世帯における経済的負担を軽減し、第3子以降を安心して生み育てやすい環境づくりを実現。